広島県物産陳列規則

昭和四十二年四月一日規則第三十八号
改正
昭和五五年　二月二六日規則第三号
平成　二年　四月　一日規則第三四号

広島県物産陳列規則をここに公布する。

（この規則の趣旨）

第一条　この規則は、本県物産（以下「物産」という。）の宣伝及び紹介のために、広島県庁及び広島県立産業会館（以下「県庁等」という。）において行う物産の陳列に関し必要な事項を定めるものとする。

（依頼による陳列）

第二条　県庁等における物産の陳列は、物産を生産、加工又は販売する者及びその関係者からの依頼により行うものとする。

２　県庁等に物産の陳列を依頼しようとする者は、あらかじめ、別記様式による陳列依頼書を知事に提出しなければならない。

（費用の負担）

第三条　県庁等に物産の陳列を依頼した者は、当該物産の輸送若しくは保管又は陳列のための特別装飾に要する費用をすべて負担しなければならない。

（陳列期間）

第四条　物産の陳列期間は、一年とする。ただし、更新を妨げない。

（保管の責任）

第五条　知事は、第二条の規定により陳列の依頼を受けた受託物の保管中に生じた損害に対しては、責任を負わない。

（陳列の拒否）

第六条　県庁等における陳列の申込みが、この規則の趣旨に反するおそれがあると認められるとき又はその他の理由により陳列が困難と認められるときは、これに応じないことがある。

（委任規定）

第七条　この規則に定めるもののほか、県庁等における物産の陳列に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　次に掲げる規則は、廃止する。

一　広島県物産事務所利用規則（昭和二十五年広島県規則第百五号）

二　広島県物産北九州事務所利用規則（昭和三十五年広島県規則第百号）

３　この規則施行の際現にこの規則による廃止前の広島県物産事務所利用規則及び広島県物産北九州事務所利用規則の規定により陳列の依頼を受けて陳列中の物は、この規則の規定により陳列の依頼を受けたものとみなし、この規則の定めるところにより陳列するものとする。

附　則（昭和五五年二月二六日規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成二年四月一日規則第三四号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

陳　　列　　依　　頼　　書

平成　　年　　月　　日

広島県知事　　殿

依頼者　郵便番号

住　所

氏　名　　㊞

（法人の場合にあつては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者氏名）

次の物産を陳列してください。

番号	品　　名	数量	F．O．B 価　　格	卸　価　格	小　　売 価　　格	1月の生 産　能　力	備考
			円	円	円		

注　用紙の大きさは，日本工業規格B列5とする。